

MFJ 公認主催者の登録に関する規則

第1条 公認主催者の要件

MFJ の公認・承認競技会を開催しようとする主催者は MFJ 国内競技規則、競技会開催に関連する諸規則・規定・MFJ 個人情報保護方針を遵守する条件のもとに公認主催者（以下、「主催者」という）として MFJ に登録しなければならない。

第2条 主催者の種類及び登録要件

1. 主催者として登録申請できる団体は下記とする。

1) MFJ 加盟団体

2) MFJ 加盟団体スポーツ部会（MFJ 加盟団体に所属する種目別部会）

MFJ 加盟団体が部会で主催することを承認していること。各スポーツ部会の構成・代表者・連絡先が明記された部会名簿の提出が別途必要。（書式自由）

3) MFJ 公認クラブ：MFJ ライセンス取得者（エンジョイ資格除く）5名以上で申請し、登録する事ができる。クラブ員の構成により、公認クラブⅠまたはⅡに分けられる。

・公認クラブⅠ：MFJ 公認クラブ員が10人以上で、かつ2級以上の競技役員が含まれている。

・公認クラブⅡ：MFJ 公認クラブ員が5人以上で、かつ3級以上の競技役員が含まれている。

※主催者登録している MFJ 公認クラブのクラブ員が、別の MFJ 公認クラブへ移籍する場合は、年間で1度限りとする。また重複して複数の公認クラブに登録することはできない。

4) MFJ ネットワークショップ

開催年度に有効な「MFJ ネットワークショップ」に加入していること。

5) 特別会員

①施設：MFJ が公認したロードレース・モトクロスサーキットで特別会員の資格を得たもの。

・特別会員Ⅰ：国際公認サーキット

・特別会員Ⅱ：準国際公認サーキット

・特別会員Ⅲ：国内および準国内公認サーキット

・特別会員MX：国内の常設モトクロスコース

②二輪メーカー：国内二輪4メーカーならびにその販売会社、MFJ 加盟団体に承認した二輪メーカーの販売会社・支店。

6) 賛助会員 部品・用品メーカー等で MFJ に賛助会員登録した法人。

2. 前項1)～6)の各区分で開催できる競技会の種類は、「第1章 競技会の公認・承認申請に関する規則 第6条」の競技会格式と主催者の区分表に示す。

3. 競技会及び講習会を開催する際には、必要な人数と等級を満たした競技役員・講師ライセンス所持者を必要とする。

開催用途	資格と人数	等級
公認競技会	競技役員ライセンス所持者 5名以上	役員 2級(3名)、3級(2名)を含む
承認競技会・行事	競技役員ライセンス所持者 3名以上	役員 2級を含む
講習会	講師ライセンス所持者 1名以上	講師 2級を含む

第3条 主催者の義務

1. モーターサイクルスポーツを通じて青少年の心身の健全な育成を目的とし、その為の指導者であることを理解し、常に公平な競技運営を行わなければならない。
2. 法律・法令、地域行政の定める条例等を遵守しなければならない。
3. MFJ 国内競技規則及び本規則を含むすべての規則に精通しており、また、その定めに従い競技会の運営に関わる一切の責任を負わなければならない。
4. 競技会の安全確保に関して最善の努力をしなければならない。
5. 競技会登録に関する規則の定めに従い、申請・開催報告を期日内に行わなければならない。
6. 主催者は参加者の MFJ 会員ライセンスの所持、及び有効年度・資格をエントリー時に必ず確認し、参加者が有効な MFJ 会員ライセンスを取得していない場合は、エントリー期間内に速やかに取得するよう本人に指導する事。
7. MFJ 会員ライセンスを未所持のまま、競技会への参加は一切認めてはならない。万一、MFJ 会員ライセンス未所持者の参加や虚偽の申請が発覚した場合、一切の責務は主催者にあることとする。
8. 虚偽の申告や報告・入金が遅延があってはならない。
9. MFJ 会員の個人情報の取扱に関し「MFJ の個人情報保護方針」に則り誓約する。
10. 主催者が所属の加盟団体以外で競技会を開催する場合、開催場所の加盟団体へ届出なければならない。
11. エントリー者名簿、成績結果表には MFJ 会員ライセンスNo.を必ず明記すること。未記入での報告は一切みとめられない。

※上記に違反した場合は公認主催者の資格を停止あるいは剥奪される場合がある。

第4条 主催者の申請

主催者の公認登録を受けようとする代表者は、MFJ公認主催者登録申請書様式-5を主催者の所在地を管轄するMFJ加盟団体を經由して、MFJに申請しなければならない。尚、公認主催者登録申請は、毎年行うこととする。

第5条 主催者の承認

前条の申請があった場合、MFJは当該地区のMFJ加盟団体のスポーツ委員会(部会)の意見などを考慮し、公認の要件を満たしている場合は、公認主催者登録者番号(主催者コード)を附記した公認主催者登録証を交付する。

第6条 主催者の登録番号

主催者が公認又は承認競技会の申請書を提出する場合、申請書に当該主催者の登録者番号(主催者コード)を附記しなければならない。

第7条 有効期間

主催者としての有効期限は公認を受けた年の12月31日とする。ただし、それ以前に公認主催者としての要件を欠いた場合は、その時点とする。

昭和63年10月01日 制定
平成03年01月01日 改訂
平成08年12月01日 改訂
平成10年09月01日 改訂
平成18年12月01日 改訂
平成21年04月01日 改訂
平成23年04月01日 改訂
平成24年04月01日 改訂